

居宅介護支援の利用料金表

◆介護保険より給付されますので、利用者負担はありません。

済生会南部訪問看護ステーション

居宅介護支援費(Ⅰ) + ★特定事業所加算Ⅲ

要介護1・2	15,668 円	(1086 単位 + ★323 単位) × 11.12 (※1)
要介護3・4・5	19,126 円	(1411 単位 + ★323 単位) × 11.12 (※1)

●その他の加算●

①初回加算	3,306 円	300 単位 × 11.12 (※1)
②入院時情報提供加算Ⅰ	2,780 円	250 単位 × 11.12 (※1)
③入院時情報提供加算Ⅱ	2,224 円	200 単位 × 11.12 (※1)
④退院・退所加算(Ⅰ)イ	5,004 円	450 単位 × 11.12 (※1)
⑤退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,672 円	600 単位 × 11.12 (※1)
⑥退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,672 円	600 単位 × 11.12 (※1)
⑦退院・退所加算(Ⅱ)ロ	8,340 円	750 単位 × 11.12 (※1)
⑧退院・退所加算(Ⅲ)	10,008 円	900 単位 × 11.12 (※1)
⑨緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,224 円	200 単位 × 11.12 (※1)
⑩ターミナルケア マネジメント加算	4,448 円	400 単位 × 11.12 (※1)

【居宅介護支援の利用料金の加算等についての説明書】

居宅介護支援費（Ⅰ）・・・ケアマネジャー1人当たりの件取り扱い件数が45件未満である場合

★特定事業所加算Ⅲ・・・主任ケアマネジャー1名＋常勤専従ケアマネ2名以上で配置、24時間連絡体制を確保、計画的に研修を実施、地域包括支援センターの実施する事例検討会などに参加、地域包括支援センターからの支援困難な事例を紹介された場合において居宅介護支援を提供していること、運営基準減算及び特定事業所集中減算の適用を受けていないこと、ケアマネ1人当たりの取り扱い件数が45名未満であること、ケアマネの実務研修の実習等に協力又は協力体制を確保、他法人との居宅介護支援事業所と共同の事例検討会や研究会等を開催すること、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

●その他の加算●

- ① 初回加算・・・新規に居宅サービス計画を作成した場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービスを作成する場合及び要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ② 入院時情報連携加算Ⅰ・・・利用者が入院した日のうちに医療機関の職員に対して必要な情報を提供していること。
- ③ 入院時情報連携加算Ⅱ・・・利用者が入院した日の翌日または翌々日に医療機関の職員に対して必要な情報を提供していること。

退院・退所加算・・・病院若しくは診療所に入院していた利用者、又は介護保健施設等に入所していた利用者が退院又は退所して、その居宅において居宅サービスを利用する場合、利用者に関する必要な情報の提供を受けたうえで居宅サービス計画を作成し居宅サービスの利用開始月に調整を行うこと。

- ④ 退院・退所加算（Ⅰ）イ・・・連携1回 カンファレンス参加 無
- ⑤ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ・・・連携1回 カンファレンス参加 有
- ⑥ 退院・退所加算（Ⅱ）イ・・・連携2回 カンファレンス参加 無
- ⑦ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ・・・連携2回 カンファレンス参加 有
- ⑧ 退院・退所加算（Ⅲ）・・・連携3回 カンファレンスの参加 有
- ⑨ 緊急時等居宅カンファレンス加算・・・病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービスの利用に関する調整を行うこと。
- ⑩ ターミナルケアマネジメント加算・・・末期の悪性腫瘍の利用者に対して、終末期の医療やケア方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合。